

かいりょうく

広報41号

令和4年12月23日発行

[発行者] 登米市豊里町土地改良区



宮城県登米市豊里町新町3番地10

TEL 0225(76)2168

FAX 0225(76)2159

www.toyoto.sakura.ne.jp

登米市豊里町土地改良区の地区全景

【目次】

- ご挨拶 2ページ
- 新役員紹介、人事往来、表彰 3ページ
- 令和3年度決算など（臨時総代会提出議案（R4.8.5開催）） 4～6ページ
- 令和4年度予算など（通常総代会提出議案（R4.3.20開催）） 6～7ページ
- 改良区からのお知らせ 7～8ページ



役員選挙会



全土連表彰

(コロナ禍により当事務所にて宮土連 浅野専務理事から授与)



災害による被害状況

(R4.3月地震、7月降雨)

(令和4年4月1日現在)

○受益面積 1,126.0畝

○組合員 718名



総代：36名

理事：7名

監事：2名

職員：9名

(うち臨時職員1名)

～ ご 挨拶 ～

理事長 阿部 公



水土里ネット豊里広報41号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

初冬の候、組合員の皆様方には益々ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。

また、常日頃から本土地改良区の事業推進そして業務・運営に特段のご理

解とご協力を頂いておりますことに対し衷心より厚く御礼を申し上げます。

今年の稲作は、比較的天候も順調に推移したことにより作況指数99で何とか平年並みとなりました。一方で豊里地区は登米市管内一の一等米比率99.57%と聞いております。昨年は米の概算金額が大幅に下落し今年は多少回復いたしました。ロシアによるウクライナ侵攻を背景とする、食料、肥料及び飼料価格の高騰、そしてエネルギー価格も高騰し揚水機場や排水機場にかかる電気料金は、令和3年度から比べると2倍を超える見込みであり、このままだと組合費賦課金を上げざるを得ない状況で大変頭を悩ませております。世界の情勢が以前のようになり、米価も以前の価格に持ち直すよう切に願うばかりでございます。

さて、近年は地球温暖化がますます顕著になり、気温の上昇や異常な集中豪雨等が全国各地で毎年のように発生しております。予測不能な大災害がいつどこで起こるかもしれないわけで常に緊張感を持って対応しなければ…と心がけております。本土地改良区では新三沼排水機場と新十五貫排水機場に加え番江基幹排水機場とともに3機場運転により湛水被害を未然に防ぐ体制が確立され、今年7月15日からの大雨による被害も最小限に留めることができました。これからも今まで以上に気を引き締めて排水対策に万全を期すよう心がけて行きます。今後とも、組合員のために創意工夫し知恵を絞りながら所期の目的達成のため努力して参りたいと思っております。

それから県営ほ場整備事業の借り入れ償還金ですが、鵠波地区はすでに完済しており、豊里地区についても繰り上げ償還により令和3年度を以って完済となりました。更に、令和4年度に県営農村地域防災減災事業豊里地区（三沼排水機場、十五貫排水機場の改修）の地元分担金の借入残額も繰り上げ償還し完済いたしました。前回の広報でも申し上げましたが、これからの最重要課題は老朽化した土地改良施設（揚水機場等）を適正に管理し長寿命化させることでございます。ストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業などにより適切な管理そして補修を行うよう対策を講じてはおりますが、登米市や宮城県の予算措置が乏しく思うように適期に整備ができないのが実情です。今後は、組合員そして総代の皆様方のご協力のもと役職員一丸となり更なる予算獲得の要請に努めなければなりません。

次に、多面的機能支払交付金制度で活動中の豊里地区環境保全会広域協定の事務を受託しておりますが、その事業の中の資源向上支払い交付金（施設の長寿命化）により、土地改良施設の維持修繕工事も実施されている事で、維持管理費の組合費負担軽減に多大なる貢献を頂いて厚く御礼を申し上げます。

終わりに新型コロナウイルスの第8波なのか感染者数がまた増えて参りました。

次々とオミクロン株が変異しながらの終息はまだまだ見えない中ではありますが、ご健康に留意され今後とも以前にも増したご支援ご協力をお願いし、皆様方の益々のご発展とご繁栄、そしてご多幸をご祈念申し上げます。

電気料金の急騰に伴う支援などの要請活動



地元選出県会議員への要請活動
(令和4年9月5日)



登米市への要請活動
(令和4年9月6日)

役員選挙に伴う新体制紹介

※敬称略

任期満了に伴う本土地改良区役員（理事・監事）総選挙が令和4年3月20日に執行され、理事7名、監事2名の当選が無投票で決まり、その後の互選会において新体制が発足しました。

役員一同、土地改良区の所期の目的達成のため、誠意努力する所存です。今後ともなお一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。

理事の任期：令和4年4月17日～8年4月16日
監事の任期：令和4年4月8日～8年4月7日



理事長
阿部 公



副理事長
今野 守



理事1
渡辺 重利



理事2
加藤 政昭



理事3
佐藤 寛



理事4
佐々木 金三



理事5
佐藤 健幸



総括監事
佐々木 礼藏



監事
佐藤 哲義

なお、この度の任期満了による役員改選に伴い、佐々木 武雄 氏と佐々木 千里 氏の両名が役員（理事）をご勇退されました。長い間、本土地改良区発展のためにご尽力いただき大変ありがとうございました。



人事往来、表彰

※敬称略

●退職●

※氏名の後ろの（ ）内は前役職

佐藤 敬一（総務課長）
（令和4年3月31日付）

昭和54年9月から42年6ヶ月の長きにわたり、事業推進と運営の健全化に尽力されました。長い間、お疲れ様でした。なお、退職後も嘱託職員として引き続き勤務いただくことになりました。

佐々木 寛和（技師補）
（令和4年8月31日付）

一身上の都合により退職することになりました。在籍期間は組合員の皆様にご迷惑をおかけし、感謝申し上げます。今後の活躍を期待しています。

●配属●（令和4年4月1日付）

※氏名の後ろの（ ）内は前役職

総務課長 千田 喜美雄（工務課長）
工務課長 志賀 泉（工務課長補佐）

総務係長 佐藤 敬一（総務課長）※嘱託職員
総務課主事 西條 瑞希（多面的機能支払担当）※嘱託職員

●表彰●

全国土地改良功労者表彰

千田 喜美雄（総務課長）

長年、地域農業の発展に寄与した功績が認められ、第63回全国土地改良功労者表彰等の個人表彰(全土連会長表彰)を受けました。おめでとうございます。今後の尚一層のご活躍を期待しています。



本土地改良区表彰規程に基づく表彰

佐々木 千里（前理事）

本土地改良区発展のため、総代と役員を通算で12年もの長い間、務めていただきました。ありがとうございました。おめでとうございます。



佐藤 敬一（総務係長）

42年6ヶ月の長きにわたり、本土地改良区の事業推進と運営の健全化に尽力いただき、本当にありがとうございました。おめでとうございます。

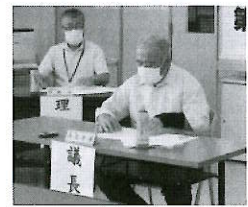


令和4年度第1回臨時総代会提出議案

全提出議案可決承認

と き 令和4年8月5日(金)午前9時30分
 ところ 登米市豊里町土地改良区 ※書面による議決権行使

- 第1号議案 令和3年度事業報告並びに財産目録承認について
- 第2号議案 令和3年度一般会計収入支出決算の承認について
- 第3号議案 令和3年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金、(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(4)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出決算の承認について
- 報告第1号 監査報告
- 第4号議案 登米市豊里町土地改良区定款の一部変更について
- 第5号議案 令和4年度一般会計収入支出補正予算議決について



議長の佐藤 哲義 氏

令和3年度決算および財務の状況 (172,377,122円の使い道)

一般会計決算

【繰越金 14,794,323円】

【収入】 172,377,122円

【支出】 157,582,799円

科 目	収入決算額(円)	比率(%)
1款 組 合 費	105,035,153	60.93
2款 基本財産収入	1,782	0.00
3款 使 用 料	1,914,388	1.11
4款 補 助 金		
5款 受 託 料	33,967,920	19.71
6款 交 付 金		
7款 雑 収 入	1,189,675	0.69
8款 前年度繰越金	30,012,248	17.41
9款 特別会計繰入金	255,956	0.15
10款 借 入 金	0	0.00

科 目	支出決算額(円)	比率(%)
1款 事 務 費		
2款 選 挙 費	31,898,420	20.24
3款 事 務 所 費	2,411,809	1.53
4款 維 持 管 理 費	57,325,582	36.38
5款 事 業 費	25,252,800	16.02
6款 事 業 分 担 金		
8款 負 担 金	4,485,812	2.85
7款 借 入 償 還 金	1,860,119	1.18
9款 諸 費	9,290,257	5.90
10款 特別会計繰出金	25,058,000	15.90

特別会計決算

(千円)

科目	会計名	(1)職員退職死亡給与積立金	(2)財政調整積立金	(3)地区除外決済金	(4)県営豊里地区ほ場整備事業
		組 合 費	-	-	-
収入	繰 入 積 立 金	3,600	9,000	-	-
	繰 入 金	-	-	-	11,869
	助 成 金	-	-	-	-
	雑 収 入	3	3	5	53
	繰 越 金	82,373	151,052	2,211	2,956
	地区除外決済金	-	-	408	-
	抛 出 金	-	-	-	-
	受 入 金	-	1,286	-	-
合 計	85,976	161,341	2,624	23,932	
支出	分 担 金	-	-	-	0
	職員退職死亡給与金	22,562	-	-	-
	農林漁業資金償還金	-	-	0	23,930
	一般会計繰出金	-	0	256	-
	特別会計繰出金	-	0	697	-
	管 理 費	-	-	-	0
	予 備 費	0	0	0	0
合 計	22,562	0	953	23,930	
次年度繰越金		63,414	161,341	1,671	2

令和4年度から複式簿記会計に完全移行することに伴い、特別会計を廃止します。今後、上記(1)~(3)の特別会計は、貸借対照表の固定資産の特定資産に財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、転用決済金積立資産として積み立てます。

(4)は償還が完了していることから廃止になりますが、(4)の未納賦課金は長期未収賦課金等に計上し、今後も徴収することになります。

なお、特別会計の廃止については、令和3年度第2回通常総代会(令和4年3月20日開催)にて議決されています。

財産目録

[資産合計] 281,955千円

(千円)

○流動資産	15,286
現金及び預貯金（普通預金4口）	14,797
短期未収入金（未収賦課金等）	489
前払金（工費用資材）	0
○固定資産	266,669
土地（事務所敷地513.26+70.73=583.99㎡）	5,791
建物設備（鉄骨造二階建（事務所））	14,650
機械器具（発電機・水中ポンプ他12点）	2,317
車輛運搬具（エブリイ他2台）	4,399
備品（雨量計他155点）	9,265
職員退職死亡給与積立金（定期2口、普通1口）	63,414
地区除外決済金（定期1口、普通1口）	1,670
財政調整積立金（定期2口、普通1口）	161,341
長期末収入金（未収賦課金等）	2,852
出資金（農林中金・JAみやぎ登米・宮城県土地改良基金）	970

[負債合計] 13,416千円

(千円)

○流動負債	0
前受金	0
未払金	0
借入金（短期負債）	0
○固定負債	13,416
借入金（長期負債6件の内訳参照）	13,416

財産目録とは、

決算の時点において、当土地改良区が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）とすべての負債（借入金等）について、その区分、種類ごとに一覧にし、財産状況を明らかにしたものです。

[借入金（長期負債）の内訳]

(千円)

(借入先：日本政策金融公庫 農林水産事業)

借入事業名	借入金残高	借入利率	償還完了年度	借入件数
県営農村地域防災減災事業豊里地区	8,005	～0.45%	R5,8,9,12	5
農業水路等長寿命化・防災減災事業二ツ屋地区	5,411	0.10%	R21	1
合計	13,416			6

完了事業・工事の内訳

■一般維持管理工事

(千円)

費目（款-項-目）	名称	施行場所	工事概要	施行額
用水施設維持費（4-1-4）				4,294
用水管路	豊里町地内		給水栓の接着劣化補修・横断部漏水補修・横断部閉塞補修	4件
	寿崎前地内		寿崎第1用水管路漏水補修	1式
	六番江地内		番江第2用水管路漏水補修	1式
	上沼田地内		下沼用水管路 支線水路27-3号（VU300）漏水補修	1式
	八番江地内		番江第4用水管路給水栓接着劣化剥離補修	1式
	北大崎・南前田地内		番江第4用水管路給水栓横断部漏水補修、大曲用水管路制水弁弁変位修正	1式
	下沼田地内		鳥越送水管小用水路120号（VU200）漏水補修	1式
幹線用水路	竹の沢沼～上沼田地内		用水路浚渫	1式
	山根地内		ネットフェンス及び門扉更新	1式
引戸修繕	外一番江地内		番江倉庫入口引戸修繕工事	L=115m
その他	地区内全域		用水施設維持管理	1式
排水施設維持費（4-1-5）				1,403
湧水処理	昭和地内		三沼承水路湧水処理工	L=4m
排水路伐採雑木廃棄処理	外一番江地内		集積草木・廃プラ・コンクリート殻廃棄処理	1式
三沼承水路安全施設設置	昭和地内		ネットフェンス更新	1式
旧暗渠閉塞	豊里町地内		旧暗渠閉塞、堤塘補修	1式
その他	地区内全域		排水施設維持管理	1式
揚水修繕費（4-2-4）				1,951
寿崎第2揚水機場	十丁田地内		除塵機整備工事（テークアップユニット（軸受）交換）	1式
七塚揚水機場	七ツ塚地内		網戸（5枚）更新、水中ポンプ（2台）点検	1式
その他	地区内全域		揚水機場修繕	1式
排水修繕費（4-3-4）				2,179
番江排水機場	外一番江地内		No2エンジン点検	1式
十五貫排水機場	七番江地内		エンジン点検	1式
三沼低地排水機場	下沼田地内		ネットフェンス及び門扉更新、側溝布設替他	1式
その他	地区内全域		排水機場修繕	1式
合計				9,827

■土地改良施設維持管理適正化事業

(国30%、県30%、地元40%)

(千円)

工事名（款-項目）	施行場所	工事概要	施行額
豊里地区（適正化43）1号	三番江地内	補機類（真空ポンプ、小配管）の整備補修	1式
番江第3揚水機場整備補修工事（5-1-1）		電気設備の整備補修	1式
合計			8,517

■水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）

（国50%、県14%、市5%、地元31%）

（千円）

工事名(款-項-目)	施行場所	工事概要	施行額
境沢地区（基幹水利）1号 揚水機場緊急補修工事（5-2-1）	境沢地内	φ800mm立軸斜流ポンプ羽根車、消耗部品 （軸受等）交換	1式 16,736
合計			16,736

令和3年度第2回通常総代会提出議案

全提出議案可決承認

と き 令和4年3月20日（日）午前9時30分
と ころ 登米市豊里多目的研修センター

- 報告第1号 監査報告
- 第1号議案 令和3年度一般会計収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- 第2号議案 令和3年度一般会計収入支出補正予算議決について
- 第3号議案 令和3年度特別会計【(4)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出補正予算議決について
- 第4号議案 登米市豊里町土地改良区特別会計の廃止について
- 第5号議案 登米市豊里町土地改良区規約の一部変更について
- 第6号議案 登米市豊里町土地改良区会計細則の一部変更について
- 第7号議案 土地改良事業（土地改良施設維持管理適正化事業第46期生）計画承認について
- 第8号議案 県営農村地域防災減災事業豊里地区の事業償還金の繰上償還について
- 第9号議案 予算外負担契約の締結について
- 第10号議案 令和4年度一時借入れについて
- 第11号議案 令和4年度農地転用に伴う転用決済金の算定について
- 第12号議案 令和4年度役員報酬について
- 第13号議案 令和4年度組合費賦課金額・用排水施設使用料及び徴収方法の決定について
- 第14号議案 令和4年度一般会計収入支出予算議決について
- 第15号議案 令和4年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第16号議案 登米市豊里町土地改良区役員（理事・監事）総選挙執行について



議長の小出 隆則 総代

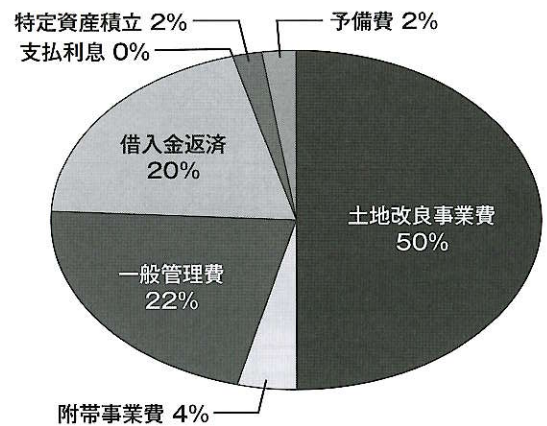
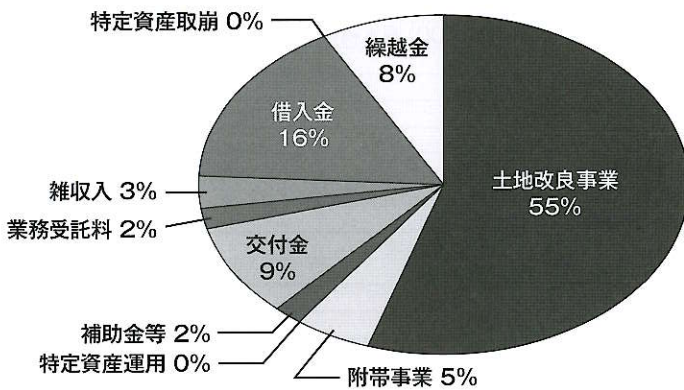
令和4年度一般会計総予算額 188,406千円

（令和4年8月補正含む）

一般会計予算

[収入の部] 188,406千円

[支出の部] 188,406千円



[収入の部] 188,406千円

科 目	予算額(千円)	比率(%)	主 な 内 容
1 土地改良事業	103,540	54.96	賦課金、農地転用に係る転用決済金
2 附 帯 事 業	9,368	4.97	使用料や賃貸料、手数料、多面的機能支払交付金に係る事務受託料
3 特定資産運用	9	0.01	積立金(財政調整、職員退職給付引当、転用決済)の貯金利息
4 補 助 金 等	3,600	1.91	排水維持管理事業に係る登米市からの補助金
5 交 付 金	16,830	8.93	適正化事業交付金
6 業 務 受 託 料	4,603	2.44	国土交通省や登米市からの操業業務受託料
7 雑 収 入	5,049	2.68	JAみやぎ登米等からの貯金利息や配当金、過年度分未納賦課金等や過怠金
8 借 入 金	30,000	15.92	運営資金の一時借入金
9 特定資産取崩	611	0.32	維持管理決済金の繰入や繰上償還に充てる取崩
10 繰 越 金	14,796	7.86	前年度からの繰越金

[支出の部] 188,406千円

科目	予算額(千円)	比率(%)	主な内容
1 土地改良事業費	94,391	50.10	用排水施設の維持管理に係る支出、適正化事業や操作受託業務に係る支出
2 附帯事業費	7,422	3.94	多面的機能支払交付金に係る受託業務に要する支出
3 一般管理費	42,038	22.31	運営事務費
4 借入金返済	38,305	20.33	公庫資金の償還元金や運営資金の一時借入償還元金
5 支払利息	58	0.03	公庫資金の償還利子や運営資金の一時借入償還利子
6 特定資産積立	3,192	1.70	積立金(財政調整、職員退職給付引当、転用決済)への繰入金
7 予備費	3,000	1.59	

令和4年度から複式簿記会計の運用が開始されます。令和3年度までの単式簿記会計と単純に比較ができないことから、予算について、前年度との比較を記載していません。

事業・工事の内容

■一般維持管理工事

費目(款-項-目)				施行額
名称	施行場所	工事概要		
業務委託費(1-1-9)				5,820
低圧コンデンサ絶縁油分析業務	豊里町地内	絶縁油分析(10台)対象施設7施設		1式
十五貫排水機場エンジン保守点検業務	七番江地内	エンジン点検		1式
その他業務委託費	地区内全域	その他業務委託		1式
工事費(1-1-10)				2,900
下谷岐用水樋管ゲート整備工事	大沢谷岐地内	ゲート整備及び角落工設置		1式
その他工事費	地区内全域	その他工事		1式
修繕費(1-1-11)				7,000
幹線用水路浚渫工事	上下沼~上沼田地内	用水路浚渫		1式
揚水機場吸水槽浚渫工事	豊里町地内	吸水槽浚渫(鴛波第1、長根、番江第1)		3箇所
その他修繕費	地区内全域	その他修繕		1式
合計				15,720

■土地改良施設維持管理適正化事業

(国30%、県30%、地元40%)

(千円)

費目(款-項-目)				施行額
名称	施行場所	工事概要		
工事費(1-2-1)				20,200
豊里地区(適正化44)1号 鴛波第1揚水機場整備補修工事	上下沼地内	電気設備整備補修		1式 8,200
豊里地区(適正化46)1号 七塚揚水機場整備補修工事	七ツ塚地内	φ350mm×55kw水中ポンプ整備補修 電気設備整備補修		1式 12,000
合計				20,200

■土地改良施設操作管理業務工事

費目(款-項-目)				施行額
名称	施行場所	工事概要		
修繕費(1-4-4)				2,000
三沼低地排水機場操作盤整備工事	下沼田地内	低圧コンデンサ更新(9台)及び絶縁油分析		1式
その他修繕費	受託施設地内	その他修繕		1式
業務委託費(1-4-7)				1,270
番江排水機場エンジン保守点検業務	外一番江地内	No.3エンジン点検		1式
その他業務委託費	受託施設地内	その他業務委託		1式
合計				3,270

水難事故防止にご協力ください!



毎年、用水期に限らず各地で用水路やため池での痛ましい水難事故が後を絶ちません。

子どもが水路で遊ばないように声掛けや高齢者のいるご家庭では注意喚起を呼びかけるなど、地域ぐるみで水難事故を防ぎましょう。

用水路、ため池で遊んでいる方を見かけたら

『危ないよ!』と声を掛けて下さい。



⚠ 賦課金等は期限内に納めましょう ⚠

令和4年度組合費賦課金等の **納入期限は「令和5年1月16日(月)」**です。

忘れずに期限内に納めるようにお願いします。

納入期限後は、**過怠金(延滞金、督促手数料)**が発生しますのでご注意ください。

なお、賦課金について、ご不明な点やご相談は当土地改良区の総務課までお問い合わせ下さい。

こんなときは土地改良区への届出が必要です! 悩んだときは、ご相談下さい!

- ✓ 農地を売買または交換したとき、相続や贈与したとき
- ✓ 農地を貸借契約(農地中間管理機構経由分を含む)したとき、または解約したとき
- ✓ 後継者に経営を移譲したとき
- ✓ 組合員が亡くなられたとき
- ✓ 組合員の住所や電話番号が変わったとき

【届出書類】 組合員資格得喪通知書、住所変更届

- 土地改良法第43条の規定により資格喪失と資格取得者が連名捺印を行い、その都度の届出が必要です
- 新しい組合員には、選挙権の付与と組合費が賦課されます

- ✓ 農地を宅地など農地以外に転用するとき
- ✓ 公共用事業などにより農地が買収されたとき

【届出書類】 農地転用等の通知書、地区除外申請書

- 農地転用等の届出をし、その農地に係る地区除外決済金を納入していただくことになります
- 届出をされない場合には、旧態のまま賦課されます

※届出書類はホームページからも取得できます。

令和4年度決済金内訳 (単位:円/1,000㎡)



地区名	区分	決済金(単位:円)			計	前年度 比較
		借入償還	維持管理	事業費		
豊里(旧赤生津)地区(一般)	田	0	14,823	-	14,823	△1,936
	畑	0	3,098	-	3,098	△2,050
二ツ屋地区		97,599	14,823	-	112,422	112,422
鶉波地区(一般)		0	14,823	-	14,823	△1,125

「決済金」とは?

地区内から農地が除外された場合に、上記の決済金算定基準によって、その農地が背負っている事業の償還金を一括して決済いただくものです。

事前に確認して下さい!

未納賦課金は新しい耕作者が負担します!!

土地改良区の賦課金等を滞納している農地を売買や貸し借りなどで移動した場合、新たな耕作者が未納賦課金等を支払うこと(権利の承継)が法律で義務づけられています。

※同様に貸付地が戻ってきた場合にも未納賦課金等が付随します。

農地を売買や借受けする場合は、**手続きする前に賦課金等の納入状況を確認することが大切です。**

盗難事故発生!

令和4年8月に当土地改良区管内においてグレーチング2枚の盗難が発覚し、宮城県警の所轄署に被害届を提出しました。

宮城県内では、令和4年に入ってから15件以上も土地改良財産の盗難被害に遭っています。当土地改良区でも巡回や予防対策を行っていますが、不審者や盗難被害を発見した場合には、土地改良区への連絡や警察への通報をお願いします。

盗難被害を発見したら以下の情報を教えてください!

- ① 盗難被害発生日時(推定)
- ② 被害発生箇所(位置)
- ③ 被害内容(グレーチング△枚等)

大切な土地改良財産をみんなの手で守ろう!

